

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長柄町は、地方税の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

長柄町長

公表日

令和7年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき軽自動車税、個人住民税、固定資産税、国民健康保険税の徴収事務を行っている。 ①各税の収納額に対し徴収処理を行う。 ②納付状況を管理し、過誤納・未納状況をチェックする。 ③金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、電子決済、eLTAX(共通納税)を利用した納付方法、また、地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。 なお、納付期限切れや紛失等により納付ができない場合や未納を確認した場合には、納税者の申出及び職権に基づき、すみやかに納付書を再発行する。 ④納期限までに徴収できない場合、20日経過後、督促状を発行する。 ⑤滞納者に対しては徴収計画をたて催告を行い、納税相談・分納誓約等の措置を行う。 ⑥上記⑤を経た滞納者に対し履行されない場合、実態調査、財産調査(PiPitLinQも含む)等を実施し、地方税法に基づき差し押さえ・交付要求等の滞納処分を行う。 ⑦納期限後納付に対し地方税法に基づき延滞金を賦課し、徴収する。 ⑧上記の滞納に係る事務を行いながらも時効完成した該当に対して不納欠損処理を行う。
③システムの名称	収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険システム、個人住民税システム、共通宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、バックアップシステム、eLTAXシステム、マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)

2. 特定個人情報ファイル名

収納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項及び別表の24の項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42・48・49・53・69・70・71の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務住民課
②所属長の役職名	税務住民課長

6. 他の評価実施機関

総務省、地方公共団体情報システム機構

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	長柄町役場総務課 千葉県長生郡長柄町桜谷712 0475-35-2111
-----	--------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	長柄町役場総務課 千葉県長生郡長柄町桜谷712 0475-35-2111
-----	--------------------------------------

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務における横断的なガイドラインに従い、地方税徴収関係事務では、下記の局面で特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する場合も想定され、いずれの局面においても、複数人での確認、または上長の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・関係書類に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある関係書類(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された関係書類の廃棄等	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☒ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本町のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を指導しており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第1項第7号 別表第二の27の項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第1項第8号 別表第二の27の項	事前	
令和6年7月26日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法に基づき軽自動車税、個人住民税、固定資産税、国民健康保険税の徴収事務を行っている。 ①各税の収納額に対し徴収処理を行う。 ②納付状況を管理し、過誤納・未納状況をチェックする。 ③金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また、申出に基づき納付書を再発行する。 ④納期限までに徴収できない場合、20日経過後、督促状を発行する。 ⑤滞納者に対しては徴収計画をたて催告を行い、納税相談・分納誓約等の措置を行う。 ⑥上記⑤を経た滞納者に対し履行されない場合、実態調査、財産調査(PiPitLinQも含む)等を実施し、地方税法に基づき差し押さえ・交付要求等の滞納処分を行う。 ⑦納期限後納付に対し地方税法に基づき延滞金を賦課し、徴収する。 ⑧上記の滞納に係る事務を行いながらも時効完成した該当に対して不納欠損処理を行う。	地方税法に基づき軽自動車税、個人住民税、固定資産税、国民健康保険税の徴収事務を行っている。 ①各税の収納額に対し徴収処理を行う。 ②納付状況を管理し、過誤納・未納状況をチェックする。 ③金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また、申出に基づき納付書を再発行する。 ④納期限までに徴収できない場合、20日経過後、督促状を発行する。 ⑤滞納者に対しては徴収計画をたて催告を行い、納税相談・分納誓約等の措置を行う。 ⑥上記⑤を経た滞納者に対し履行されない場合、実態調査、財産調査(PiPitLinQも含む)等を実施し、地方税法に基づき差し押さえ・交付要求等の滞納処分を行う。 ⑦納期限後納付に対し地方税法に基づき延滞金を賦課し、徴収する。 ⑧上記の滞納に係る事務を行いながらも時効完成した該当に対して不納欠損処理を行う。	事後	
令和6年7月26日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和4年2月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年7月26日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年2月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	1. 特定個人情報をファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法に基づき軽自動車税、個人住民税、固定資産税、国民健康保険税の徴収事務を行っている。 ①各税の収納額に対し徴収処理を行う。 ②納付状況を管理し、過誤納・未納状況をチェックする。 ③金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また、申出に基づき納付書を再発行する。 ④納期限までに徴収できない場合、20日経過後、督促状を発行する。 ⑤滞納者に対しては徴収計画をたて催告を行い、納税相談・分納誓約等の措置を行う。 ⑥上記⑤を経た滞納者に対し履行されない場合、実態調査、財産調査(PiPitLinQも含む)等を実施し、地方税法に基づき差し押さえ・交付要求等の滞納処分を行う。 ⑦納期限後納付に対し地方税法に基づき延滞金を賦課し、徴収する。 ⑧上記の滞納に係る事務を行いながらも時効完成した該当に対して不納欠損処理を行う。	地方税法に基づき軽自動車税、個人住民税、固定資産税、国民健康保険税の徴収事務を行っている。 ①各税の収納額に対し徴収処理を行う。 ②納付状況を管理し、過誤納・未納状況をチェックする。 ③金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、電子決済、eLTAX(共通納税)を利用した納付方法、また、地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。 なお、納付期限切れや紛失等により納付ができない場合や未納を確認した場合には、納税者の申出及び職権に基づき、すみやかに納付書を再発行する。 ④納期限までに徴収できない場合、20日経過後、督促状を発行する。 ⑤滞納者に対しては徴収計画をたて催告を行い、納税相談・分納誓約等の措置を行う。 ⑥上記⑤を経た滞納者に対し履行されない場合、実態調査、財産調査(PiPitLinQも含む)等を実施し、地方税法に基づき差し押さえ・交付要求等の滞納処分を行う。 ⑦納期限後納付に対し地方税法に基づき延滞金を賦課し、徴収する。 ⑧上記の滞納に係る事務を行いながらも時効完成した該当に対して不納欠損処理を行う。	事後	
令和7年7月1日	1. 特定個人情報をファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険システム、個人住民税システム、共通宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、バックアップシステム	収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険システム、個人住民税システム、共通宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、バックアップシステム、eLTAXシステム、マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)	事後	
令和7年7月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項第1号 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項及び別表の24の項	事後	
令和7年7月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第1項第8号 別表第二の27の項	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42・48・49・53・69・70・71の項	事後	
令和7年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和6年7月1日 時点	令和7年5月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和6年7月1日 時点	令和7年5月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	8. 人の手を介在させる作業 人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月1日	8. 人手を介在させる作業人的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断根拠		マイナンバー利用事務における横断的なガイドラインに従い、地方税徴収関係事務では、下記の局面で特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する場合も想定され、いずれの局面においても、複数人での確認、または上長の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・関係書類に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある関係書類(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された関係書類の廃棄等	事後	
令和7年7月1日	11. もっとも優先度が高いと考える対策 もっとも優先度が高いと考える対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	
令和7年7月1日	11. もっとも優先度が高いと考える対策 当該対策は十分か		十分である	事後	
令和7年7月1日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断根拠		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 本町のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を指導しており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考える。	事後	